

沖縄工業高等専門学校学生準則

〔平成16年4月1日〕
規則第4号
改正 平成19年3月30日
規則第4号
平成20年8月20日
規則第12号
平成21年2月18日
規則第3号
平成22年6月16日
規則第7号
平成23年2月16日
規則第10号
平成24年2月15日
規則第2号
平成24年9月18日
規則第6号
平成31年2月13日
規則第2号
令和3年3月17日
規則第4号
令和3年6月16日
規則第14号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この準則は、沖縄工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第54条の規定に基づき、沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生が遵守すべき事項を定めるものとする。

第2条 学生は、学則、沖縄工業高等専門学校学生準則（以下「準則」という。）その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等連署の誓約書（様式第1号）を提出しなければならない。

(保護者等の要件及び義務)

第4条 保護者等とすることができる者は、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和3年2月18日理事長裁定）第2条に定める者とする。

2 保護者等は、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和3年2

月18日理事長裁定)第4条に定める義務を負う。

第5条 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合は、直ちに校長に対して新たに保護者等となる者を定めて保護者等変更届(様式第2号)を、第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあっては学科担任を経て校長に届け出なければならない。

2 学生は、保護者等の住所等変更があった場合は、保護者等住所(氏名)変更届(様式第3号)を、第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあっては学科担任を経て校長に届け出なければならない。

第3章 学生証

(学生証)

第6条 本校の学生は、入学時に交付する学生証を常時携帯し、本校教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

第8条 学生証を紛失し、又はき損したときは、直ちに学生証再交付願(様式第4号)を第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあっては学科担任を経て校長に提出して、再交付を受けなければならない。

第4章 休学、退学、欠席等

(休学)

第9条 学生は、疾病その他の事由により、4か月以上継続して修学することのできない見込みのときは、休学願(様式第5号)に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、第1学年又は第2学年にあっては学科担任及び学級担任、第3学年以上にあっては学科担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(復学)

第10条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願(様式第6号)を、第1学年又は第2学年にあっては学科担任及び学級担任、第3学年以上にあっては学科担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項により復学を許可された者で、休学後4か月経過前に復学した者の休学を許可した期間は欠席扱いとする。

(退学)

第11条 学生が退学しようとするときは、退学願(様式第7号)を、第1学年又は第2学年にあっては学科担任及び学級担任、第3学年以上にあっては学科担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(転学等)

第12条 学生が他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとするときは、受験許可願(様式第8号)を、第1学年又は第2学年にあっては学科担任及び学級担任、第3学年以上にあつては学科担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(改氏名等)

第13条 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは直ちに身上異動・住居変更届（様式第9号）を、第1学年又は第2学年にあつては学級担任、第3学年以上にあつては学科担任を経て校長に届け出なければならない。

（住居変更等）

第14条 学生が住居を変更したときは、直ちに身上異動・住居変更届（様式第9号）を、第1学年又は第2学年にあつては学級担任、第3学年以上にあつては学科担任を経て校長に届け出なければならない。ただし、保護者等と同居の学生が保護者等とともに住所を変更したときは、第5条第2項に定める届をもって、この届出を省略することができる。

（欠席等）

第15条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に理由を明記して、欠席・欠課・遅刻・早退届（様式第10号）を、第1学年又は第2学年にあつては学級担任、第3学年以上にあつては学科担任を経て校長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

2 学生が公認欠席しようとするときは、事前に理由を明記して、公認欠席願（様式第10の2号）を、担当教員及び第1学年又は第2学年にあつては学級担任、第3学年から第5学年にあつては学科担任、専攻科生にあつては特別研究担当教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出することができないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

3 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）に定める感染症及びこれに準ずる疾病により公認欠席する場合は、医師の診断書を添付するものとする。

4 公認欠席に関する事項は、別に定める。

第16条 父母近親者の喪に服するときは、忌引願（様式第11号）を、第1学年又は第2学年にあつては学級担任、第3学年以上にあつては学科担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出することができないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・伯叔父母・従兄弟従姉妹1日とする。ただし、葬儀のため遠隔の地に赴く場合は、往復日数を加えた日数とする。

第5章 服装

（服装）

第17条 学生は、学校生活及び登下校における服装について、本校学生としての品位を保つように留意しなければならない。

第6章 健康診断

（健康診断）

第18条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

（治療）

第19条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第7章 学生会等

（設置）

第20条 本校に学生全員をもって構成する学生会を置く。

2 学生は、入学と同時に学生会の会員となるものとする。

(目的)

第21条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自主的な活動を通して、会員それぞれの人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

(目標)

第22条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

(遵守事項)

第23条 学生会活動を行うにあたっては、次の各号を遵守するとともに、法令及び学則、準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱す活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心をはらい、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、学外活動を行うにあたっては学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り校外団体に加盟することができる。

(規約)

第24条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称、目的、構成及び組織に関すること。
- (2) 役員の種類、人数、任務及びその任期に関すること。
- (3) 総会、評議会等会議の機能と権限に関すること。
- (4) 局及び部の種類とそれらの機能に関すること。
- (5) 会費及び会計に関すること。
- (6) 担当教員の指導に関すること。
- (7) 会議の招集に関すること。
- (8) 部活動の連絡調整に関すること。
- (9) 選挙に関すること。
- (10) 事業計画及び予算決算に関すること。

- (11) 規約の改正に関すること。
- (12) 規約発効の期日に関すること。

(事業計画等)

- 第25条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、また事業報告書、収支決算書及び役員等の名簿を学校に提出するものとする。
- 2 臨時の事業計画についても、同様の手続きを受けるものとする。
 - 3 学生会の決議事項を実施する場合には、学校の許可を受けるものとする。

(指導)

- 第26条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。
- 2 各局及び各部にそれぞれ指導教員を置く。
 - 3 指導教員は校長が命じ、学生主事の総括の下に、局又は部の活動の指導にあたる。

(団体の結成等)

- 第27条 学生が、本校の学生をもって会員とする体育活動、文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願（様式第12号）に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名のうえ、その1週間前（日曜日、土曜日、祝日除く。）までに、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 第28条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその解散を命ずることがある。

(校外団体への加盟)

- 第29条 学生が団体として校外団体に参加しようとするときは、校外団体参加願（様式第13号）に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名のうえ、その1週間前（日曜日、土曜日、祝日除く。）までに、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 第30条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消すことがある。

第8章 集会

(集会、行事、課外活動等)

- 第31条 学生が、校内において集会、催物その他課外活動等を行おうとするときは、目的、期日、施設、設備の名称、参加者数等を記載した校内課外活動等許可願（様式第14号）を、その1週間前（日曜日、土曜日、祝日除く。）までに、責任代表者から学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。
- 2 学生が、校外において本校名を使用して集会、催物その他課外活動等を行おうとする場合及び他の団体等による集会、催物その他課外活動等に参加しようとする場合は、校外課外活動等許可願（様式第15号）を、その1週間前（日曜日、土曜日、祝日除く。）までに、責任代表者から学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。
 - 3 公式試合等に参加する場合は、課外活動終了後、速やかに課外活動等結果報告書（様式第

16号)を学生課学生係に提出しなければならない。

第32条 前条の場合、本校学生の本分に反するような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

第9章 印刷物の配布及び販売

(印刷物等)

第33条 学生が、校内において雑誌、新聞、ビラ、パンフレット等の印刷物を配布し又は販売しようとするときは、印刷物配布許可願(様式第17号)に当該印刷物1部を、その1週間前(日曜日、土曜日、祝日除く。)までに、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、校外において本校名を使用して雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し又は販売しようとするときについて準用する。

第10章 掲示

(掲示)

第34条 学生が校内又は校外において本校名を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願(様式第18号)に当該掲示物を添え、その1週間前(日曜日、土曜日、祝日除く。)までに、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

3 学生主事は、前項で定める手続きを経ない掲示物については、撤去させることができる。

4 第1項の規定は、校外において本校名を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときについて準用する。

第11章 施設、設備及び備品の使用

(施設物品等の使用)

第35条 学生及びその団体が、本校の施設・設備及び備品を使用しようとするときは、第31条第1項及び第2項に定める願出を、学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備及び備品についてはこの限りではない。

第12章 雑則

(施行細則)

第36条 この準則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19.3.30規則第4号)

1 この準則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生については、第6条の規定にかかわらず、従前のおり、学生証を第4学年の始めに再交付するものとする。

附 則（平成20. 8. 20規則第12号）

この準則は、平成20年8月20日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成21. 2. 18規則第3号）

この準則は、平成21年2月18日から施行する。

附 則（平成22. 6. 16規則第7号）

この準則は、平成22年6月16日から施行し、平成22年6月8日から適用する。

附 則（平成23. 2. 16規則第10号）

この準則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 2. 15規則第2号）

この準則は、平成24年2月15日から施行する。

附 則（平成24. 9. 18規則第6号）

この準則は、平成24年9月18日から施行する。

附 則（平成31. 2. 13規則第2号）

- 1 この準則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 対外試合又は校外部活動について（平成17年11月17日校長裁定）は廃止する。

附 則（令和3. 3. 17規則第4号）

この準則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 6. 16規則第14号）

この準則は、令和3年6月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

入学誓約書

沖縄工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

沖縄工業高等専門学校
工学科・コース
氏名（自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

（保護者等）
住 所
学生との関係
氏名（自署）
緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

（提出先・・・学生課教務係）

学級担任	学科担任

学生課長	学生係	教務係	総務係	財務係

令和 年 月 日

保護者等変更届

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学科

学年・学籍番号 番 学年・ 番

氏名（自署）

下記のとおり保護者等を変更しましたので、お届けします。

記

1 理 由

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 旧保護者等氏名（自署）

4 新保護者等氏名（自署）

住 所 〒

電 話 番 号

本人との続柄

5 その他

備考1 第1学年又は第2学年にあつては学級担任、第3学年以上にあつては学科担任に印をもらってから提出すること。

2 旧保護者等に署名を求めることが困難であると認められる場合（ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合、失踪により接触することができない場合等）は、旧保護者等の署名は不要であり、新保護者等の署名のみで差し支えないものとする。

（提出先・・・学生課教務係）

様式第3号（学生準則第5条関係）

学級担任	学科担任

学生課長	学生係	教務係	総務係	財務係

令和 年 月 日

保護者等住所（氏名）変更届

沖縄工業高等専門学校長 殿

工学科

学年・学籍番号 番 学年・ 番

氏名（自署）

下記のとおり住所
氏名
を変更しましたので、お届けします。

記

1 理由

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 旧住所

新住所 〒

電話番号

4 旧氏名

新氏名

5 その他

備考1 住居変更届（様式第9号）の提出を省略する場合は、「5 その他の欄に『住居変更届省略』と記入すること。

2 第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあっては学科担任に印をもらってから提出すること。

（提出先・・・学生課教務係）

様式第4号（学生準則第8条関係）

学級担任	学科担任

学生課長	図書情報係	学生係	教務係

令和 年 月 日

学生証再交付願

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学科
学年・学籍番号 第 学年・ 番
氏名（自署）

下記のとおり学生証を紛失（き損）しましたので、再交付くださるようお願いいたします。

記

1 紛失（き損）年月日

令和 年 月 日

2 紛失した場所及び紛失（き損）理由

備考 第1学年又は第2学年にあつては学級担任，第3学年以上にあつては学科担任に印をもらってから提出すること。

（提出先・・・学生課教務係）

学級担任	学科担任

令和 年 月 日

休 学 願

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学科

学年・学籍番号 第 学年・ 番

氏名（自署）

保護者等氏名（自署）

下記により休学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 理 由

2 期 間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

- 備考 1 疾病等により休学する場合は、医師の診断書を添付すること。
2 疾病以外の場合は、詳細な理由書を添付すること。
3 保護者等の事由書を添付すること。
4 第1学年又は第2学年にあつては学科担任及び学級担任、第3学年以上にあつては学科担任に印をもらってから提出すること。

（提出先・・・学生課教務係）

学級担任	学科担任

令和 年 月 日

復 学 願

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学科

学年・学籍番号 第 学年・ 番

氏名（自署）

保護者等氏名（自署）

下記により復学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 復学年月日 令和 年 月 日

2 復学の理由

3 休学期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

備考1 疾病等により休学した場合は、医師の診断書を添付すること。

2 第1学年又は第2学年にあっては学科担任及び学級担任、第3学年以上にあっては学科担任に印をもらってから提出すること。

（提出先・・・学生課教務係）

学級担任	学科担任

令和 年 月 日

退 学 願

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学科

学年・学籍番号 第 学年・ 番

氏名（自署）

保護者等氏名（自署）

下記により退学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 理 由

2 退学年月日 令和 年 月 日

- 備考 1 疾病等により退学する場合は、医師の診断書を添付すること。
2 保護者等の事由書を添付すること。
3 第1学年又は第2学年にあっては学科担任及び学級担任、第3学年以上にあっては学科担任に印をもらってから提出すること。

（提出先・・・学生課教務係）

学級担任	学科担任

令和 年 月 日

受験許可願

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学

学年・学籍番号 第 学年・ 番

氏名（自署）

保護者等氏名（自署）

下記のとおり受験したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 理 由

2 学 校 名

3 所 在 地

4 願書受付期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

5 試 験 日 令和 年 月 日

6 合格発表日 令和 年 月 日

備考1 学校名には、学部・学科・コース名等も記入すること。

2 受験の結果は、速やかに学級担任へ報告すること。

3 合格の場合は、速やかに退学の手続きをすること。

4 第1学年又は第2学年にあっては学科担任及び学級担任、第3学年以上にあっては学科担任に印をもらってから提出すること。

（提出先・・・学生課教務係）

学級担任	学科担任

学生課長	学生係	教務係

令和 年 月 日

身上異動・住居変更届

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学科
学年・学籍番号 第 学年・ 番
氏名（自署）

下記のとおり、一身上に異動がありましたので、お届けします。

記

1 身上異動

(1) 改氏名

旧氏名

新氏名

(2) 異動理由

2 住所変更

(1) 変更年月日 令和 年 月 日

(2) 旧住所

(3) 新住所 〒

電話番号

(4) 区 分 自宅・下宿・間借（アパート）・寮・その他（ ）

備考1 戸籍上の異動の場合は、戸籍抄本を添付すること。

2 住所変更の場合は、新住所の略図を添付し、「(4)区分」の該当する項目を○で囲むこと。

3 第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあっては学科担任に印をもらってから提出すること。

(提出先・・・学生課教務係)

学級担任	学科担任

学生課長	学生係	教務係

令和 年 月 日

欠席・欠課・遅刻・早退届

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学
学 年 ・ 組 第 学年 ・ 組
学 籍 番 号 番
氏 名 （ 自 署 ）

下記のとおり、欠席・欠課・遅刻・早退 したいたので お届けします。
しましたので

記

1 理 由

2 欠席期間 令和 年 月 日 () から
令和 年 月 日 () まで 日間

3 欠課・遅刻・早退

令和 年 月 日 ()

時 限	種 別	備 考
S H R	欠課・遅刻・早退	
1	前半	欠課・遅刻・早退
	後半	欠課・遅刻・早退
2	前半	欠課・遅刻・早退
	後半	欠課・遅刻・早退
3	前半	欠課・遅刻・早退
	後半	欠課・遅刻・早退
4	前半	欠課・遅刻・早退
	後半	欠課・遅刻・早退

備考1 疾病により引き続き1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

2 第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあっては学科担任に印をもらってから提出すること。
(提出先・・・学生課教務係)

学級担任	学科担任 (特別研究 担当教員)	担当教員	学生課長	課長補佐	教務係	学生係	寮務係

令和 年 月 日

公 認 欠 席 願

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科・コース

工学科
コース

学 年

年 組

学 籍 番 号

番

氏名（自署）

下記のとおり、公認欠席をしたいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 理 由 _____

2 期 間 令和 年 月 日 () 第 時限 から
令和 年 月 日 () 第 時限 まで

備考1 理由を明記して、担当教員及び第1学年又は第2学年にあつては学級担任、第3～5学年にあつては学科担任、専攻科生にあつては特別研究担当教員から捺印をもらってから提出すること。

担当教員

(1) クラブ活動 → クラブ顧問

(2) 学生会活動 → 学生主事

(3) 就職・進学 → 学科担任（特別研究担当教員）

※ 公認欠席期間中における活動終了後、速やかに報告書を提出すること。

(4) 伝染病等 → 学級担任, 学科担任

(5) 災害・交通渋滞 → 学級担任, 学科担任

2 公認欠席願とともに、「公認欠席を証明できる書類」を添付すること。

3 学校保健法施行規則に定める伝染病及びこれに準ずる疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。
(インフルエンザ・おたふく・はしか等)

(提出先・・・学生課教務係)

学級担任	学科担任

学生課長	学生係	教務係

令和 年 月 日

忌 引 願

沖縄工業高等専門学校長 殿

学 科 工学科
学年・学籍番号 第 学年・ 番
氏名（自署）

したかったので
下記のとおり、忌引き ございましたので
ご許可くださるようお願いいたします。
記

1 期 間 令和 年 月 日（ ）から
令和 年 月 日（ ）まで

2 死亡者氏名

3 本人との続柄

4 死亡年月日 令和 年 月 日（ ）

5 葬儀年月日 令和 年 月 日（ ）

6 行 先

備考 第1学年又は第2学年にあつては学級担任、第3学年以上にあつては学科担任に印をもらってから提出すること。

（提出先・・・教務係）

学生主事	学生課長	教務係	学生係	合議

令和 年 月 日

学 生 団 体 結 成 願

沖縄工業高等専門学校長 殿

責任代表者

学科 工学科 第 学年

学籍番号 番

氏名（自署）

学科 工学科 第 学年

学籍番号 番

氏名（自署）

指導教員氏名 印

下記の団体を結成したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 団体の名称 _____

2 設立年月日 _____ 令和 年 月 日

3 目 的 _____

4 会員数・参加人員 _____ 人

備考 団体の規約及び会員の名簿を添付すること。
（提出先・・・学生課学生係）

学生主事	学生課長	教務係	学生係	合議

令和 年 月 日

校外団体参加願

沖縄工業高等専門学校長 殿

責任代表者 学科 第 学年
学籍番号 番
氏名（自署）

学科 第 学年
学籍番号 番
氏名（自署）

指導教員氏名 印

下記の団体に参加したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 団体の名称
- 2 団体の所在地
- 3 設立年月日 令和 年 月 日
- 4 目的
- 5 会員数・参加人員
- 6 その他

下記について、活動を許可します。（許可日： / ） 備考：

学生主事	学生課長	課長補佐	教務係	寮務係	学生係	合議	担当部署 確認印

令和 年 月 日

校内課外活動等許可願
(施設・設備等使用許可願)

沖縄工業高等専門学校長 殿

責任代表者 学科・コース 第 学年
学籍番号 番
氏名（自署）

担当教員氏名 印

下記の課外活動等について、ご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 団体名
- 2 活動の名称
- 3 目的
- 4 日時 令和 年 月 日 () 時 分～ 月 日 () 時 分
- 5 活動場所（使用施設）
- 6 使用物品・設備等
- 7 参加者数 名（別紙のとおり）
- 8 その他（活動日時と施設、物品・設備等の使用時間が異なる場合は、詳細を記載すること）
例：〇〇（物品名）は〇月〇日〇時～〇月〇日〇時まで使用 等

備考 1 使用する施設・設備等の担当者（例：実験室…各学科担当教員，体育館…体育教員等）に印をもらい、活動実施の1週間前（日曜日、土曜日、祝日除く。）までに提出すること。
2 練習試合の場合「2活動の名称」欄にその旨（例：〇〇高専との練習試合）記載すること。
3 試験期間の1週間前及び試験期間（休業日を含む。）は原則として部・同好会活動は禁止とする。
(提出先・・・学生課学生係)

下記について、活動を許可します。（許可日： / ） 備考：

学生主事	学生課長	課長補佐	教務係	寮務係	学生係	合議

令和 年 月 日

校外課外活動等許可願 （施設・設備等使用許可願）

沖縄工業高等専門学校長 殿

責任代表者 学科・コース 第 学年
学籍番号 番
氏名（自署）

担当教員氏名 印
（又は引率教員）

下記の課外活動等について、ご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 団体名
- 2 活動の名称
- 3 日 時 令和 年 月 日（ ） 時 分～ 月 日（ ） 時
分
(移動日を含む)
- 4 活動場所
- 5 使用物品・設備等
- 6 参加者数 名（別紙のとおり）
- 7 大会要項等 別紙添付
- 8 宿泊の有無
- 9 その他（活動日時と物品・設備等の使用時間が異なる場合は、詳細を記載すること）
例：○○（物品名）は○月○日○時～○月○日○時まで使用 等

備考 1 活動実施の1週間前（日曜日、土曜日、祝日除く。）までに提出すること。
2 公式試合等に参加する場合は、活動終了後、「校外課外活動等結果報告書」（様式第16号）を学生課学生係へ必ず提出すること。
3 練習試合の場合「2活動の名称」欄にその旨（例：○○高専との練習試合）記載すること。
4 宿泊を伴う場合は、「保護者等承諾書」を併せて提出すること。
5 試験期間の1週間前及び試験期間（休業日を含む。）は原則として部・同好会活動は禁止とする。
（提出先・・・学生課学生係）

令和 年 月 日

課外活動等結果報告書

沖縄工業高等専門学校長 殿

責任代表者 学科・コース 第 学年
学籍番号 番
氏名（自署）

担当教員氏名 印
（又は引率教員）

下記のとおり課外活動等を実施しましたので、結果を報告します。

記

- 1 団体名
- 2 活動の名称
(大会名、対戦チーム等)
- 3 活動内容
(成績等)
- 4 活動日 令和 年 月 日 ()
- 5 活動場所
- 6 出発日時 令和 年 月 日 () 時 分
- 7 帰校日時 令和 年 月 日 () 時 分
- 8 宿泊の有無・その他

備考 1 活動終了後、速やかに提出すること。
2 活動結果がわかる資料を添付すること。
(提出先・・・学生課学生係)

学生主事	学生課長	教務係	学生係	合議

令和 年 月 日

印刷物配布許可願

沖縄工業高等専門学校長 殿

責任代表者 学科 第 学年
学籍番号 番
氏名（自署）

指導教員氏名 印

下記のを発行・配布（販売）したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

- 印刷物等の名称
- 目的
- 配布（販売）対象
- 配布（販売）数
- 配布（販売）場所
- 配布（販売）期間 { 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 販売価格
- その他

学生主事	学生課長	教務係	学生係	合議

令和 年 月 日

掲 示 許 可 願

沖縄工業高等専門学校長 殿

責任代表者

学科 第 学年

学籍番号 番

氏名（自署）

下記のものを掲示したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 掲示物等の名称
- 2 目的
- 3 掲示場所
- 4 掲示期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 5 その他

備考 1 当該掲示物又はその写しを添付すること。
2 指示された場所に掲示すること。
(提出先・・・学生課学生係)